

障がいに対する理解を深めよう 「共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい」を目指して

No. 8

(阿久比町障害者計画基本理念)

障害者差別解消法の改正により、4月1日から事業者による合理的配慮は義務化となりました。事業者は、主な障がい特性や合理的配慮の具体例などをあらかじめ確認した上で、個々の場面で柔軟に対応を検討することが求められます。

障がいの有無にかかわらず安心して生活できるよう、障がいに対する理解を深めていきましょう。

町では「合理的配慮の提供」の一環として意思疎通を図るツールを活用しています。

電子メモパッド 【役場住民福祉課窓口】

タッチペンを使って、メモを書いたり消したりできるタブレットサイズのボードです。ワンタッチで書いた内容を消去できるので、安心して「筆談」での対話ができます。



コミュニケーション支援ボード 【町内コンビニエンスストア】

コミュニケーションを取りやすくするため、イラストなどで意思表示できるボードです。

町ボランティアセンター登録グループの「手話サークルもちっこ」と「手話サークル花かつみ」が、住民税1%町民予算枠制度「わくわくコラボ事業」を利用し作成しました。町内のコンビニエンスストアに設置しています。



コミュニケーション支援ボードは町ホームページからダウンロードできます。

言葉でうまく伝え合えなくても、ボードにある文やイラストを指して意思表示できます。



【利用者の声】

- ▼窓口での手続きがとてもスムーズになった。職員の方も電子メモパッドを積極的に活用していて、理解啓発にもつながっていると思う。
- ▼店員さんとも身振りや指さしでコミュニケーションがスムーズにできて、ますます買い物を楽しくなりそう。今後、いろいろな店で増えていくと嬉しい。

※ 阿久比町障がい者自立支援協議会権利擁護部会の取り組みとしてこの記事に掲載しています。権利擁護部会では障がいに対する理解啓発と差別解消に取り組んでいます。

障がいのことで知りたいこと、知ってほしいことがありましたら、下記まで問い合わせください。

■問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111 (内1120・1121・1122) FAX(48) 0229
電子メール fukushi@town.agui.lg.jp

